

議案の追加提出について

令和6年栗山町議会定例会3月定例会議に議案第92号から議案第96号までを別紙のとおり追加提出する。

令和7年3月18日

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町長 佐々木 学

議 案 第 9 2 号

令和 6 年度 栗 山 町 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 1 号 ）

令和 6 年度 栗 山 町 一 般 会 計 補 正 予 算 は 、 次 に 定 め る と こ ろ に よ る 。

（ 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 ）

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 に 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 1 , 1 0 0 , 0 0 0 千 円 を 追 加 し 、 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 1 2 , 3 7 3 , 9 5 5 千 円 と す る 。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳 出 の 金 額 は 、 「 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正 」 に よ る 。

（ 地 方 債 の 補 正 ）

第 2 条 地 方 債 の 変 更 は 、 「 第 3 表 地 方 債 の 補 正 」 に よ る 。

（ 繰 越 明 許 費 の 補 正 ）

第 3 条 繰 越 明 許 費 の 追 加 は 、 「 第 4 表 繰 越 明 許 費 の 補 正 」 に よ る 。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
22 町債		1, 743, 419	1, 100, 000	2, 843, 419
	1 町債	1, 743, 419	1, 100, 000	2, 843, 419
歳 入 合 計		11, 273, 955	1, 100, 000	12, 373, 955

歳 出				
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
4 衛生費		1, 181, 742	1, 100, 000	2, 281, 742
	1 保健衛生費	901, 556	1, 100, 000	2, 001, 556
歳 出 合 計		11, 273, 955	1, 100, 000	12, 373, 955

第3表 地方債の補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
15. 栗山赤十字病院改築等事業債	580,000	1,680,000

第 4 表 繰越明許費の補正

1. 追加 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
4. 衛生費	1. 保健衛生費	栗山赤十字病院改築等事業	1,100,000

歳入歳出事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款		補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
	項				区分	金額	
	目						
②	町債	1,743,419	1,100,000	2,843,419			
	1 町債	1,743,419	1,100,000	2,843,419			
	3 衛生債	607,500	1,100,000	1,707,500	1 保健衛生債	1,100,000	栗山赤十字病院改築等事業債追加

歳 出

款			補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
④	衛生費		1, 181, 742	1, 100, 000	2, 281, 742		1, 100, 000					
	1	保健衛生費	901, 556	1, 100, 000	2, 001, 556		1, 100, 000					
	5	栗山赤十字 病院改築支 援事業費	580, 000	1, 100, 000	1, 680, 000		1, 100, 000			18 負担金補助 及び交付金	1, 100, 000	補助金 栗山赤十字病院改築等事業追加

議 案 第 9 3 号

令和 7 年度 栗 山 町 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ）

令和 7 年度 栗 山 町 一 般 会 計 補 正 予 算 は 、 次 に 定 め る と こ ろ に よ る 。

（ 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 ）

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 か ら 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 9 0 0 , 0 0 0 千 円 を 減 額 し 、 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 1 0 , 4 9 0 , 0 0 0 千 円 と す る 。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳 出 の 金 額 は 、 「 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正 」 に よ る 。

（ 地 方 債 の 補 正 ）

第 2 条 地 方 債 の 変 更 は 、 「 第 3 表 地 方 債 の 補 正 」 に よ る 。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
22 町債		2, 222, 300	△900, 000	1, 322, 300
	1 町債	2, 222, 300	△900, 000	1, 322, 300
歳 入 合 計		11, 390, 000	△900, 000	10, 490, 000

歳 出				
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
4 衛生費		1, 705, 303	△900, 000	805, 303
	1 保健衛生費	1, 440, 418	△900, 000	540, 418
歳 出 合 計		11, 390, 000	△900, 000	10, 490, 000

第3表 地方債の補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
12. 栗山赤十字病院改築等事業債	1,100,000	200,000

歳 入 歳 出 事 項 別 明 細 書

歳 入

(単位：千円)

款			補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
	項	目				区分	金額	
②	町債		2, 222, 300	△ 900, 000	1, 322, 300			
	1	町債	2, 222, 300	△ 900, 000	1, 322, 300			
		3	衛生債	1, 127, 500	△ 900, 000	227, 500	1 保健衛生債	△ 900, 000

歳 出

款			補正前予算額	補正予算額	計	財 源 内 訳			節		説明	
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
④	衛生費		1,705,303	△900,000	805,303		△900,000					
	1	保健衛生費	1,440,418	△900,000	540,418		△900,000					
	5	栗山赤十字 病院改築支 援事業費	1,100,000	△900,000	200,000		△900,000			18 負担金補助 及び交付金	△900,000	補助金 栗山赤十字病院改築等事業減額

議案第 94 号

栗山町課設置条例の一部を改正する条例

栗山町課設置条例（平成 13 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（課の設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次の課を置く。

総務課

企画財政課

税務課

住民保健課

定住推進課

福祉課

環境生活課

農林課

商工観光課

建設課

上下水道課

（事務分掌）

第 2 条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 儀式、表彰及び秘書に関すること。
- (2) 職員の人事及び給与に関すること。
- (3) 議会及び行政一般に関すること。
- (4) 情報推進に関すること。
- (5) 広報広聴に関すること。
- (6) 防災に関すること。
- (7) DX 推進に関すること。

- (8) 行政運営の改善・適正化に関すること。
- (9) 他の課の所管に属さないこと。

企画財政課

- (1) 企画調整に関すること。
- (2) 総合計画に関すること。
- (3) 広域行政に関すること。
- (4) 統計調査に関すること。
- (5) 地方分権に関すること。
- (6) 財政に関すること。
- (7) 行財政改革に関すること。
- (8) 栗山赤十字病院の改築支援に関すること。

税務課

- (1) 町税・道民税の賦課に関すること。
- (2) 国民健康保険税・介護保険料の賦課に関すること。
- (3) 町税・使用料等の徴収に関すること。

住民保健課

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (2) 国民年金に関すること。
- (3) 国民健康保険に関すること。
- (4) 各種医療費に関すること。
- (5) 健康推進に関すること。
- (6) 保健予防に関すること。
- (7) 感染症対策に関すること。

定住推進課

- (1) 定住対策に関すること。
- (2) 移住促進に関すること。

福祉課

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 子育て世代包括支援センターに関すること。
- (3) 社会福祉に関すること。

- (4) 障害者福祉に関すること。
- (5) 高齢者福祉に関すること。
- (6) 介護保険に関すること。
- (7) 地域包括支援センターに関すること。
- (8) 地域医療に関すること。
- (9) 救急医療に関すること。
- (10) 地域医療の広域連携に関すること。
- (11) 地域包括ケアの推進に関すること。

環境生活課

- (1) 地球温暖化対策に関すること。
- (2) ゼロカーボンの推進に関すること。
- (3) 自然再興の推進に関すること。
- (4) 公害防止対策に関すること。
- (5) 廃棄物処理に関すること。
- (6) 生活環境保全に関すること。
- (7) 交通・防犯に関すること。

農林課

- (1) 農業の振興に関すること。
- (2) 森林の保全及び林業の振興に関すること。
- (3) 農業委員会との連絡に関すること。

商工観光課

- (1) 地域経済の活性化に関すること。
- (2) 栗山駅南交流拠点施設に関すること。
- (3) 企業誘致に関すること。
- (4) 商業に関すること。
- (5) 工鉱業に関すること。
- (6) 観光に関すること。
- (7) 消費者行政及び労働行政に関すること。
- (8) コミュニティ放送に関すること。

建設課

- (1) 道路、橋梁及び河川に関すること。
- (2) 車両の管理に関すること。
- (3) 用地及び建物に関すること。
- (4) 都市計画に関すること。
- (5) 公園緑地に関すること。
- (6) 住宅及び建築に関すること。
- (7) 土地改良に関すること。

上下水道課

- (1) 合併処理浄化槽に関すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 9 5 号

職員等の旅費支給に関する条例

職員等の旅費支給に関する条例(昭和 2 6 年条例第 1 5 号)の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則 (第 1 条—第 8 条)

第 2 章 旅費の内容 (第 9 条—第 2 0 条)

第 3 章 雑則 (第 2 1 条—第 2 8 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公務のために旅行する職員（特別職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 2 3 号）第 1 条に規定する職及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項に規定する職をいう。以下同じ。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため、住所又は居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のた

め旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又は遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては、職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生活を一にしていた他の親族をいう。
- (8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下の号において「旅行者等」という。）であつて、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張をし、又は赴任をした場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 勤続2年以上の職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- (4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

- (5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第16条各号又は第29条第1項各号の規定により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 職員が公務に起因して公務の遂行を補助するため証人、鑑定、参考人等として旅行した場合、その者に対して旅費を支給する。
- 5 職員に採用を予定されている者が呼出しに応じ、出頭した場合には、その者に対して旅費を支給する。
- 6 職員以外の者が町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、実費の弁償として旅費を支給する。
- 7 第1項の規定にかかわらず、在勤地より4キロメートル未満の旅行については、旅費を支給しない。
- 8 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しも含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 9 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 10 第1項、第2項、第4項、第5項及び第8項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊料、包括宿泊料、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種類及び次章に定める内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(定額旅費)

第7条 公務のため常時出張を要する者及び講習等により同一地に長期滞在する者については、規則で定めるところにより月額又は日額等の定額旅費を支給することができる。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第2章 旅費の内容

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、座席指定料金及び寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

- (1) 運賃は運賃の等級区分にかかわらずその乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する鉄道による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほかその乗車に要する急行料金
- (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃、前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金
- (4) 寝台料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金、及び前号に規定する座席指定料金のほか、寝台料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第2号に規定する急行料金及び同項第3号に規定する座席指定料金は、旅行命令等に従った場合に特別急行列車又は普通急行列車を実際に利用することができることに限り、支給する。

（船賃）

第10条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含

む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- (7) 前各号に付随する費用

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 外国旅行の場合であって、町長、副町長及び教育長が移動するとき 最上

級の運賃の額

- (2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により町長、副町長及び教育長が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
 - (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当する者を含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
 - (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
 - (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
 - (5) 公務について自家用の自動車を使用して旅行をした場合、全路程を通算し、1キロメートルにつき37円を乗じて得た額
- 2 前項に規定するその他の交通費は、全路程を通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊料）

第13条 宿泊料は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第1に規定する額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊料）

第14条 包括宿泊料は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費

用とし、その額は、当該移動に係る第9条から前条までの規定による費用の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第2に定める1夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、前2条の規定により支給される宿泊料又は包括宿泊料について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊料及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に用する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第9条から第15条までの費用及び前条の費用の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任が

あった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、
同号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむをえない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡(第3条第2項第5号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第3の定額とする。

第3章 雑則

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への既往について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項及び第5項の規定により支給する旅費は、任命権者が町長と協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊料、包括宿泊料、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第25条 任命権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（旅費の返納）

第27条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の職員等の旅費支給に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の職員等の旅費支給に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条に規定する旅行命令権者が同条に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条に規定する旅行命令権者が同条に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

第3条 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

第4条 新条例第3条第8項及び第9項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項から第6項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、な

お従前の例による。

第5条 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第6条 固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第21号）の一部を次のように改める。

第15条中「職員等の旅費支給に関する条例（昭和26年条例第15号）」を「職員等の旅費支給に関する条例（令和 年条例第 号）」に改める。

（栗山町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例）

第7条 栗山町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）の一部を次のように改める。

第14条第2項中「職員等の旅費支給に関する条例（昭和26年条例第15号）」を「職員等の旅費支給に関する条例（令和 年条例第 号）」に改める。

別表第1（第13条関係）

宿泊料基準額

1 本邦

区分	宿泊料基準額（1夜につき）
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円

千葉県	1 7, 0 0 0 円
東京都	1 9, 0 0 0 円
神奈川県	1 6, 0 0 0 円
新潟県	1 6, 0 0 0 円
富山県	1 1, 0 0 0 円
石川県	9, 0 0 0 円
福井県	1 0, 0 0 0 円
山梨県	1 2, 0 0 0 円
長野県	1 1, 0 0 0 円
岐阜県	1 3, 0 0 0 円
静岡県	9, 0 0 0 円
愛知県	1 1, 0 0 0 円
三重県	9, 0 0 0 円
滋賀県	1 1, 0 0 0 円
京都府	1 9, 0 0 0 円
大阪府	1 3, 0 0 0 円
兵庫県	1 2, 0 0 0 円
奈良県	1 1, 0 0 0 円
和歌山県	1 1, 0 0 0 円
鳥取県	8, 0 0 0 円
島根県	9, 0 0 0 円
岡山県	1 0, 0 0 0 円
広島県	1 3, 0 0 0 円
山口県	8, 0 0 0 円
徳島県	1 0, 0 0 0 円
香川県	1 5, 0 0 0 円
愛媛県	1 0, 0 0 0 円
高知県	1 1, 0 0 0 円

福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

2 外国

区分	宿泊料基準額（1夜につき）
全ての地	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「支給規程」という。）別表第2職務の級が10級以下の者の欄に規定する額

別表第2（第15条関係）

宿泊手当

1 本邦

区分	宿泊手当（1夜につき）
全ての地	2,400円

2 外国

区分	宿泊手当（1夜につき）
全ての地	支給規程別表第3に規定する額

別表第3（第20条関係）

死亡手当

区分	死亡手当
全ての者	930,000円

議案第 9 6 号

栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等 の一部を改正する条例

(栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 3 1 年条例第 1 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を削り、同条第 3 項を次のように改める。

2 前項の規定により議員に支給する旅費については、職員等の旅費支給に関する条例(令和 年条例第 号)の支給の例による。この場合において、同条例第 1 1 条第 2 項中「町長、副町長及び教育長」とあるのは「栗山町議会の議員」と読み替えるものとする。

別表を削る。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年条例第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 2 条第 2 項中「起算しその区分及び額は、別表第 2 のとおりとする」を「起算するものとする」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 前 2 項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、職員等の旅費支給に関する条例(令和 年条例第 号)の支給の例による。この場合において、同条例第 1 1 条第 2 項中「町長、副町長及び教育長」とあるのは「特別職の職員で非常勤のもの(議会議員を除く。)」と読み替えるものとする。

別表第 1 を別表とし、別表第 2 を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。